

通所リハビリテーション 利用料金のご案内

【介護保険給付対象サービス費】

①1日あたりの基本サービス費

サービス内容	要介護度				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ） 6時間以上7時間未満	670単位	797単位	919単位	1,066単位	1,211単位

※2021（令和3）年9月30日までは新型コロナウイルス対応への評価として上記大規模型通所リハビリテーション費が0.1%上乘せられます

②1日あたり算定される加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位
リハビリテーション提供体制加算 6時間以上7時間未満	24単位

③1月あたり算定される加算

科学的介護推進体制加算	40単位
-------------	------

④実施した場合に算定される加算

リハビリテーションマネジメント加算	(A) イ	計画同意日から6月以内	560単位
		計画同意日から6月超	240単位
	(A) □	計画同意日から6月以内	593単位
		計画同意日から6月超	273単位
	(B) イ	計画同意日から6月以内	830単位
		計画同意日から6月超	510単位
(B) □	計画同意日から6月以内	863単位	
	計画同意日から6月超	543単位	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110単位		
入浴介助加算	(Ⅱ) 60単位		
送迎未実施減算	-47単位		

⑤その他の加算

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	上記①～④の算定単位数合計に0.047を乗じた数（*小数点以下四捨五入）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	上記①～④の算定単位数合計に0.020を乗じた数（*小数点以下四捨五入）

《備考》

地域区分・人件費割合の適用	上記①～⑤の算定単位数合計に対し10.17を乗じた数から9割（2割負担の方は8割、3割負担の方は7割）を差し引いた数が介護保険給付対象サービス分の自己負担額となります
---------------	---

【介護保険給付対象外サービス費】

食費（昼食+おやつ）	650円
教養娯楽費	50円